

誓 約 書

(個人用)

私は、金属くず回収業に関する条例第4条第1号から第8号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は金属くず回収業に関する条例第23条に規定する罪（無許可で金属くず回収業を営んだ者、偽りその他不正の手段により金属くず回収業の許可を受けた者、自己名義の許可で他人に金属くず回収業を営ませた者、金属くず回収業に関する条例第19条の規定による許可の取消及び停止处分命令に違反した者）若しくは刑法第247条（背任）、同法第254条（遺失物横領）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、保管、有償譲り受け、有償処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者（刑の執行猶予中の者を含む）
- 3 住居の定まらない者
- 4 金属くず回収業に関する条例第19条の規定により、その金属くず回収業の許可が取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過していない者（許可を取り消された者が法である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日が公示された日前60日以内に当該役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過していない者を含む）
- 5 金属くず回収業に関する条例第19条の規定による許可の取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納した者（その金属くず回収業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過していないもの
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 7 心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができない者として北海道公安委員会規則で定めるもの
- 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず回収業者の相続人であって、その法定代理人が前各号及び第10号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名